

# 公 示

指定自動車整備事業者の行政処分について …… 2  
(株式会社アイエー)

指定自動車整備事業者の行政処分について …… 3  
(株式会社三給オートセンター)

# 公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所  
株式会社アイエー  
代表取締役 藤井 敏光  
神奈川県横浜市戸塚区品濃町545番地3
  
2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号  
オートバックス稲城店  
東京都稲城市大丸542番地  
認証番号 第1-11364号  
指定番号 関東指第1-3591号
  
3. 処分の内容  
保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令  
停止期間 令和7年 2月21日 から  
令和7年 3月 7日 まで 15日間
  
4. 処分の理由  
道路運送車両法第94条の8第1項第3号の規定違反

令和7年 2月21日

関東運輸局長 藤田 礼子

# 公 示

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

### 1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社三給オートセンター  
代表取締役 杉本 純一

神奈川県横浜市戸塚区前田町1246番地1

### 2. 事業場の名称、所在地及び指定番号

株式会社三給オートセンター

神奈川県横浜市戸塚区前田町1246番地1

指定番号 関東指第2-951号

### 3. 処分の内容

#### (1) 指定自動車整備事業の指定の取消し

取消年月日 令和7年2月21日

#### (2) 自動車検査員の解任命令

解任年月日 令和7年2月21日

教習修了番号 第34679号

### 4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の5第5項、同法第94条の6第1項及び同法第100条8第2項の規定違反

令和7年2月21日

関東運輸局長 藤田 礼子